

「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）の公表について

平成 24 年 1 月 17 日
(社) リース事業協会

1. はじめに

環境省は、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の保管や処理の基準を定めた環境省令などを具体的に説明する「廃棄物関係ガイドライン」を策定した（平成 23 年 12 月 27 日）。また、同ガイドラインは、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂が行われる。

2. 「放射性物質汚染対処特措法」における用語の定義等

「放射性物質汚染対処特措法」では、(1) 廃棄物、(2) 汚染廃棄物対策地域、(3) 対策地域内廃棄物、(4) 指定廃棄物、(5) 特定廃棄物について、次のように定義している。

用語	定義	備考
(1) 廃棄物	○ ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）	-
(2) 汚染廃棄物 対策地域	○ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。（法第 11 条第 1 項）	-
(3) 対策地域内 廃棄物	○ 汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。）（法第 13 条第 1 項）	○ 国が収集・運搬・保管・処分しなければならない。（法第 15 条） ○ 廃棄物処理法は、対策地域内廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染されていないものに適用されない。（法第 21 条）

(4) 指定廃棄物	<p>○ 水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であって、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件※に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、<u>これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと</u>思料される場合には、<u>環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。</u>(法第16条～第18条)</p> <p>※ 環境省令で定める基準は、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第5条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム134についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下であることとする。</p>	<p>○ 国が収集・運搬・保管・処分しなければならない。(第19条第1項)</p> <p>○ <u>申請をした者は、指定廃棄物を引き渡すまでの間、環境省令で定める基準に従い、保管しなければならない。</u>(法第17条第2項、法第18条第5項)</p>
(5) 特定廃棄物	○ 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(法第20条)	○ 同上

3. 指定廃棄物の保管基準等

(1) 保管場所の要件

一般の事業者等が、その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果を環境大臣に申請し、指定廃棄物の指定を受けた廃棄物を保管する場合に、当該事業者等は、環境省令で定める基準に従って保管しなければならない(規則第15条第1項第1号)。

(2) 放射線量の測定・記録・保存

一般の事業者等は、指定廃棄物の保管場所の境界において、保管開始前後の空間線量率を測定し、その記録については、指定廃棄物の保管が終了するまで保管することとされている(規則第15条第1項第11号)。

(3) 保管場所の変更の届出

一般の事業者等は、指定廃棄物の保管場所を変更する場合に、環境大臣に事前に届け出ることとされている(規則第15条第1項第13号)。

規則第15条第1項第1号

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- イ 周囲に囲い（保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - (1) 指定廃棄物の保管の場所である旨
 - (2) 保管する指定廃棄物の種類（当該指定廃棄物に次に掲げる指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (イ) 石綿が含まれている指定廃棄物（(ロ)に規定する指定廃石綿等を除く。）であって環境大臣が定めるもの（以下「石綿含有指定廃棄物」という。）
 - (ロ) 廃石綿（指定廃棄物であるものに限る。）及び石綿が含まれ、又は付着している指定廃棄物であって、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの（以下「指定廃石綿等」という。）
 - (ハ) 腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物（以下「腐敗性指定廃棄物」という。）
 - (ニ) ばいじん（指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。）
 - (3) 緊急時における連絡先
 - (4) 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

規則第15条第1項第11号

保管の場所の境界（保管の場所の境界に隣接する区域に人がみだりに立入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下「保管場所等境界」という。）において、指定廃棄物の保管の開始前には、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

規則第15条第1項第12号

前号の規定による測定の記録を作成し、指定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

規則第15条第1項第13号

指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 当該変更に係る指定廃棄物の種類（当該指定廃棄物に第一号ロ(2)に規定する指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- ハ 変更前及び変更後の指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

以上